

大阪市立科学館長 様

所在地

施設名

施設長名

電話番号 ()

公 印

社会福祉施設等団体観覧料減免申請書

下記の法律に基づき設置された施設のため、以下のとおり観覧料の免除を申請します。

観覧日	時間帯	見学箇所		内訳および人数		
		展示場	プラネタリウム	入所者 (児童・生徒)	教職員他	計
月 日 ()	時 分 ～	○見る	○見る 観覧時間 (時)	人	人	人
	時 分	○見ない	○見ない		内免除対象外 (人)	内免除対象外 (人)

車椅子の有無	有 (台) ・ 無				
引率責任者氏名					
申請団体の種別 (施設の設置に関わる法律に該当する すべてに○を付けてください) ※右記以外の法律に基づく場合は、 観覧料を減免できません。	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">A</td> <td>()生活保護法 ()児童福祉法 ()身体障害者福祉法 ()知的障害者福祉法 ()精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ()老人福祉法 ()障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">B</td> <td>()特別支援学校・支援学級</td> </tr> </table>	A	()生活保護法 ()児童福祉法 ()身体障害者福祉法 ()知的障害者福祉法 ()精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ()老人福祉法 ()障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律	B	()特別支援学校・支援学級
A	()生活保護法 ()児童福祉法 ()身体障害者福祉法 ()知的障害者福祉法 ()精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ()老人福祉法 ()障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律				
B	()特別支援学校・支援学級				

以上

- 観覧日当日、公印を押印した本申請書を提出してください。
- Aについては、入所者1名につき職員1名の観覧料が免除されます。
- Bについては、児童・生徒及び引率教職員の観覧料が免除されます。

20201015

以下は科学館で使用

決 裁	課 長	課長代理	係 長	係	減免内容
					プラネタリウム 展示場
大阪市立科学館利用料金減免要項第 条 第 項 適用					